



令和6年度（第52期） 事業報告書

（ 令和 6年 4月 1日から
令和 7年 3月31日まで ）

私たち全農グループは、**生産者と消費者を
安心で結ぶ懸け橋**になります。

私たちは「安心」を3つの視点で考えます。

- 営農と生活を支援し、元気な産地づくりに取り組みます。
- 安全で新鮮な国産農畜産物を消費者にお届けします。
- 地球の環境保全に積極的に取り組みます。

株式会社川越花き市場 経営理念

- 「信頼」私たちは、産地・買参人皆様から信頼される市場を目指します。
「進化」私たちは、多様化する販売環境に対応した取引を実践します。
「行動」私たちは、よかれと思ったことは進んで行動します。

株式会社川越花き市場

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産	444,955,747	1. 流動負債	141,627,357
現金・預金	333,249,693	未払消費税	3,189,300
売掛金	110,509,965	買掛金	113,998,337
棚卸資産	179,772	未払法人税等	180,000
その他流動資産	1,016,317	未払金	11,022,814
前払費用	493,109	未払費用	1,402,719
未収入金	273,998	前受金	8,233,427
未収収益	207,485	預り金	875,393
未収法人税等	41,725	賞与引当金	1,620,967
		前受収益	1,104,400
2. 固定資産	9,127,317	2. 固定負債	109,910,435
(1) 有形固定資産	3,764,333	資産除去債務	3,188,914
建物	30,448,869	長期預り保証金	89,291,000
建物付属設備	9,780,452	退職給付引当金	14,931,867
構築物	1,187,597	役員退職慰労引当金	2,248,750
機械装置	2,748,535	繰延税金負債	249,904
車両運搬具	23,124,627	負 債 合 計	251,537,792
工具器具備品	67,219,164	(純資産の部)	
減価償却累計額	△ 130,744,911	1. 株主資本	202,545,272
(2) 無形固定資産	550,124	(1) 資本金	70,000,000
電話加入権	550,124	(2) 利益剰余金	196,155,782
(3) 投資その他の資産	4,812,860	利益準備金	10,234,260
出資金	360,000	その他利益剰余金	185,921,522
長期差入保証金	4,410,000	情報システム更新積立金	63,616,400
長期前払費用	42,860	施設整備積立金	65,638,400
		車両保守更新積立金	15,000,000
		別途積立金	37,911,599
		繰越利益剰余金	3,755,123
		(3) 自己株式	△ 63,610,510
		純 資 産 合 計	202,545,272
資 産 合 計	454,083,064	負 債 ・ 純 資 産 合 計	454,083,064

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

ア. 棚卸資産（鉢物棚卸高、原材料）の評価基準および評価方法

(ア) 評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

(イ) 評価方法：最終仕入原価法を採用しています。

イ. 固定資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(イ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし電話加入権は除く。）

ウ. 引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収見込み額を計上する。

なお、当社においては貸倒実績がないため引当金の計上はありません。

(イ) 賞与引当金

給与規定に基づき、社員の支給見込額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

(ウ) 退職給付引当金

給与規定に基づき、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を用いています。

(エ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しています。

エ. 収益および費用の計上基準

(ア) 収益認識関連の計上基準

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

卸売事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、次のとおりです。

出荷者等との契約に基づき、商品を委託販売する義務を負っております。この出荷者等に対する履行義務は、商品を顧客へ販売した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

オ. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(ア) 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

(2) 会計方針の変更に関する注記

当事業年度に該当する事項はありません。

(3) 表示方法の変更に関する注記

当事業年度に該当する事項はありません。

(4) 誤謬の訂正に関する注記

当事業年度に該当する事項はございません。

(5) 損益計算書に関する注記

ア. 減損損失に関する注記

(ア). 減損損失を認識した資産

用途：市場棟改善工事

種類：場所 建物（本社隣）

本体価格：33,649,251円（簿価：14,586,955円）、残存年数14年

(イ). 減損損失の認識に至った経緯：営業収支が2期連続赤字となり、かつ、次期営業収支黒字化が不透明なため、帳簿価額を現実視される回収可能価額まで減額するとともに、簿価切下げ額を減損損失として認識しました。

(ウ). 減損損失の金額及び内訳 14,480,172円（建物）

(エ). 資産のグルーピングの方法：全社（当社は投資の意思決定を行う単位として全社をグルーピングとしています。）

(オ). 回収可能価額の算定方法：使用価値（残存年数を期限とした営業CF見込額の合計）、割引率：2.051%

(6) 株主資本等変動計算書に関する注記

ア. 当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 140,000 株

イ. 当事業年度末における自己株式数

普通株式 39,290 株

ウ. 当事業年度中に行なった剰余金の配当に関する事項

令和6年6月11日開催の第1回取締役会において、次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項 配当金の総額 0円

(7) 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(8) その他の注記

ア. 退職給付に関する注記

給与規定に基づき、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規定に基づき退職給付の一部にあてるため（独）勤労者退職金共済機構による中小企業退職金共済制度を採用しています。

イ. 資産除去債務に関する注記

(ア) 資産除去債務の概要

低温庫（2012年8月取得）、事務所OAフロア（2014年3月取得）、事務所フロアカーペット（2014年3月取得）、冷蔵庫（2001年8月取得）、プレハブ冷蔵庫（2001年7月取得）、仲卸パーティション（2015年1月取得）、仲卸冷蔵庫用空調機（2017年2月取得）、園芸置場ビニールハウス（2020年12月取得）の処分費用等です。

(イ) 当該資産除去債務の金額の算定方法

低温庫（耐用年数23年）1,000,000円、事務所OAフロア（耐用年数38年）498,600円、事務所フロアカーペット（耐用年数6年）176,400円、冷蔵庫（耐用年数6年）

41,535 円、プレハブ冷蔵庫（耐用年数 4 年）290,000 円、仲卸パーティション（耐用年数 1 年）150,000 円、仲卸冷蔵庫用空調機（耐用年数 6 年）126,450 円、園芸置場ビニールハウス（耐用年数 18 年）452,000 円と見積り、割引率（1.3063%、1.77%、1.016%及び 4%、0.336%）は当該使用見込み期間に見合う国債の流通利回りを使用し、資産除去債務の金額を計算しています。

(ウ) 当事業年度における当該資産除去債務の増減

期首残高	3,161,651 円
新規除去債務	0 円
時の経過による調整累計額	27,263 円
期末残高	3,188,914 円

(エ) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当社は、事業用資産に関して、市場施設等賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該事業用資産は当社が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

ウ. 税効果会計に関する注記（法定実効税率の変更）

所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

このため令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に対象が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 33.75%から 34.60%に変更しております。